

奈良市景観計画 県道木津横田線（北部区間）沿道景観形成重点地区

京都方面からの奈良盆地への導入路となる道路の一つです。地区の北部は、沿道両側が風致地区に指定されており、山林・樹林を主体とした豊かな自然景観が連なっています。一方、地区の南部についても、東側沿道の多くは風致地区及び歴史的風土保存区域に指定された山林・樹林が連なっており、それらと沿道敷地の建築物や庭木等の連なりが奈良盆地へと向かう軸線をつくり出しています。この軸線の先には東大寺大仏殿が位置し、奈良盆地に向かうにつれて徐々に大きくなる大仏殿の大屋根を象徴的に望むことができます。

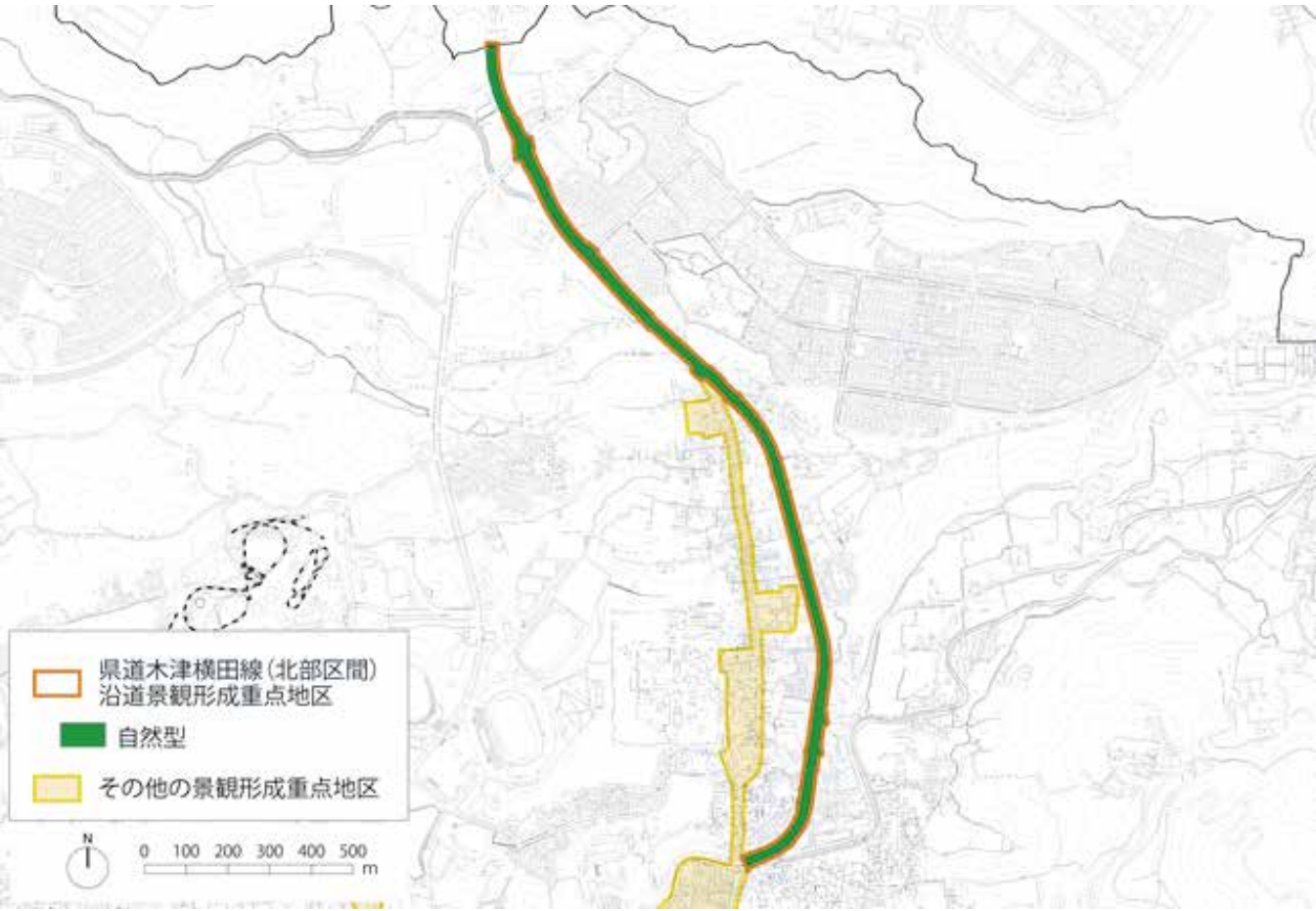


風致地区等の関係する法制度との連携のもとに、沿道の山林や樹林の保全と適切な管理を行うとともに、地区の南部における沿道敷地の緑化を図り、東大寺大仏殿を象徴的に眺められる緑の軸の保全・創出を推進します。このことにより、自然豊かな沿道景観の連なりを抜けた先に、歴史・文化の香り高い奈良盆地に入ってきたことを印象的に感じられる沿道景観を形成します。

指定区域図

木津川市との市境から今在家交差点付近までの区間（旧京街道との合流地点まで、延長：約 2.3km）の道路から両側 10mの範囲。

下図のとおり、全区間を自然型の地区としています。



景観形成基準 その1

項目		景観形成基準		解説 ページ
共通	b-1	・ 景観区域・景観軸の景観形成方針並びに景観形成重点地区の景観形成方針に基づいた計画・設計を行い、周辺景観との調和に配慮すること。		129
	b-2	・ 『奈良市眺望景観保全活用計画』に定める「重要眺望景観」を阻害しない配置・規模、形態・意匠とすること。		15
建築物の建築等	配置規模	b-3	・ 威圧感・圧迫感の軽減や道路等からの見え方、町並みやスカイラインの連続性の確保等に配慮した配置・規模とすること。	16-17
		b-5	・ 道路境界線から 1m以上後退した配置とすること。	130
		b-6	・ 現在の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避けること。	18
		b-7	・ 農地の広がり感を阻害しないこと。	18
	形態意匠	b-8	・ 長大な壁面となる場合は、適度な凹凸や色彩の濃淡による壁面の分節化などにより、圧迫感の軽減および単調な壁面とならない措置を講ずること。	19
		b-9	・ 周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とすること。	19
		b-11	・ 奈良らしい伝統的なデザインをモチーフに取り入れ、奈良への導入路・景観軸に面する建築物にふさわしい形態・意匠とすること。	20-21
		b-13	・ 道路に面する屋根は、勾配屋根を用いるなど、地域特性を生かした形状とすること。	20
		b-14	・ 道路に面する開口部は、周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とすること。	22
		b-15	・ 建築設備の設置や屋外広告物の掲出等を見据え、それらを建築物に一体化した形態・意匠とすること。	131
		b-17	・ 屋上設備や塔屋は、ルーバーによる覆い措置や壁面の立ち上げ等により、道路等から見えないようにすること。	132
		b-18	・ 配管やダクト類等の壁面設備や室外機等は、道路等に露出して設置しないこと。やむを得ない場合は、外壁面と同色仕上げや緑化による遮蔽などの措置を講ずること。	23
		b-19	・ 道路に面するバルコニーは、建築物と一体的な意匠とし、道路等から洗濯物や設備等が直接見えない措置を講ずること。	23
		b-20	・ 道路に面する屋外階段は、建築物との一体化やルーバーによる覆いなどの措置を講ずること。	24
	b-21	・ 屋根や外壁に太陽光発電設備を設置する場合は、建築物との一体化等により道路等からの見え方に配慮するとともに、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒・濃灰・濃茶・濃紺の模様が目立たないものとする。	24	
	色彩材料	b-22	・ 屋根や外壁その他これらに準ずる箇所の色彩は、別表 2 に示す色彩基準に適合すること。ただし、無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。	133-136
		b-24	・ 多色の使用は避け、複数の色彩を使用する場合は、色相・明度・彩度の差を小さくし、色彩調和に配慮すること。また、同一敷地内の建築物相互の色彩調和にも配慮すること。	31
		b-25	・ パターン柄等による過度な模様・配色は用いないこと。	32
		b-26	・ 外壁に使用する主要な材料は、光沢のないものとする。	32
		b-27	・ 外観に光源等の装飾を施さないこと。	137

※ 景観形成基準の詳細は、「奈良市景観ガイドライン（建築・開発行為編）」をご覧ください。

景観形成基準
 その 2

項目			景観形成基準	解説 ページ
建築物の建築等	緑化 外構等	b-29	・駐車場や駐輪場は、適切な位置に設け、オープンスペースは在来種等を用いて緑化することにより、道路等からの見え方や周辺景観との連続性に配慮すること。	33
		b-30	・在来種等を用いた樹木や生垣等により、敷地の道路側 3m の区域について、当該区域面積の 10% 以上を緑化すること。なお、緑化にあたっては、高木・中木・低木等を組み合わせるなど、量感と連続性の創出に配慮すること。	138
		b-32	・ゴミ置き場は、ゴミが道路から見えないよう、配置や緑化、建築物と一体化などの修景措置を講ずること。	140
		b-33	・夜間照明は、光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないよう配慮すること。	33
工作物の建設等		b-34	・外観の色彩は、別表 2 に示す色彩基準に適合すること。 なお、高圧鉄塔・携帯基地局設備等は、それぞれ次のマンセル値を基準とすること。 ・高圧鉄塔・野立ての携帯基地局設備：5YR 2/1.5 程度 ・屋上に設置する携帯基地局設備等：N4 ただし、安全上やむを得ない場合や無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。	141
		b-35	・外観に光源等の装飾を施さないこと。	141
		b-37	・地上に太陽光発電設備を設置する場合は、樹木の伐採は必要最小限とし、道路等から展望できる部分においては、緑化や格子・ルーバー等による修景を行うこと。また、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒・濃灰・濃茶・濃紺の模様が目立たないものとする。	34
開発行為 土地の形質 の変更等		b-38	・地形の改変を必要最小限とし、長大な擁壁・のり面を生じさせないこと。	35
		b-40	・擁壁は、自然石を使用した石積み又はこれに類する外観を有するものとする。	142
		b-41	・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、在来種等を用いて緑化すること。	36
		b-42	・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。	36
		b-44	・土石の採取等は整然と行い、必要に応じて緑化や塀の設置等により周辺景観と調和させること。	37
		b-45	・土石の採取等の跡地は、在来種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を速やかに行うこと。	37
物件の堆積		b-46	・整然とした堆積を行い、位置や高さの工夫並びに緑化や塀・柵等による遮蔽・修景を行うこと。	38
		b-47	・緑化による遮蔽・修景にあたっては、在来種等を用いて周辺の植生との調和を図ること。	38

※ 景観形成基準の詳細は、「奈良市景観ガイドライン（建築・開発行為編）」をご覧ください。

各地区のデザインイメージ

